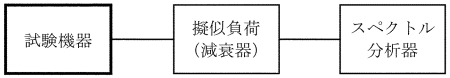
ウ　対向器から識別符号と異なる符号を送信する。
エ　試験機器が送信停止すること又は識別符号が異なるものであることを表示することを確認する。

5　試験結果の記載方法
「良」又は「否」で記載する。

6　その他
本試験項目は、4⑴又は⑵のいずれか一方のみを行う。

十　送信バースト長（アンテナ端子付き）

1　測定系統図



2　測定器の条件等
スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	10MHz以上
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
検波モード	ポジティブピーク
トリガ条件	レベル立ち上がり

3　試験機器の状態
試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

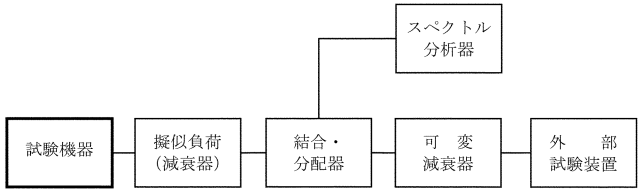
4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を２の状態に設定し、トリガ条件を立ち上がりトリガに設定し、試験機器を電波発射状態にし、設備規則に規定する許容値以下であることを確認する。
⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子出力を合成し、一の空中線が電波の発射を開始してから全ての空中線が電波の発射を終了するまでを測定する。

5　試験結果の記載方法
「良」又は「否」で記載する。

6　その他
⑴　送信バースト時間の測定値が設備規則に規定する許容値に対し十分余裕があるときは、サブキャリアを確認できる範囲で分解能帯域幅を１MHz程度まで狭くして測定することができる。
⑵　4⑴において、分解能帯域幅を10MHz以上に設定できない場合は、広帯域検波器の出力をオシロスコープ等で測定する。
⑶　２において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を10MHz以上にして測定することができる。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。

十一　送信電力制御機能（ＴＰＣ）（アンテナ端子付き）

1　測定系統図



2　測定器の条件等
⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。
⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	最大電力を与える周波数（六の項２⑶で探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	１dB／Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、試験機器と外部試験装置との間で回線接続する。
⑵　試験機器の変調は、六の項の測定時に用いた状態と同様とする。

4　測定操作手順
⑴　試験機器と外部試験装置の間で通信を確立し、試験機器の送信出力が最大となるように外部試験装置を設定する。
⑵　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。
⑶　スペクトル分析器を用いて、試験機器の送信出力最大時における送信レベルを測定する。
⑷　空中線送信出力を低減させるように外部試験装置の設定を変更する。
⑸　スペクトル分析器を用いて、試験機器の送信出力低減時における送信レベルを測定する。
⑹　⑶及び⑸のスペクトル分析器の測定値から、試験機器の送信出力最大時と送信出力低減時の送信レベルの差を求める。
⑺　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法
試験機器の送信出力最大時と送信出力低減時の送信レベルの差が３dB以上の場合は「良」、３dB未満の場合は「否」で記載する。

6　その他
⑴　送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は、試験機器の送信電力制御機能の具備を工事設計書で確認すること。
⑵　送信波のスペクトル分布が均一でない場合は、スペクトル分析器の掃引周波数帯幅を占有周波数帯幅の許容値以上として送信出力低減の確認をする。
⑶　２において、ＦＦＴ方式を用いるスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を1MHz以上として測定することができる。

十二　キャリアセンス機能（アンテナ端子付き）